# 令和4年11月定例会

# 総務委員会説明資料(その3)

経営戦略部

監 察 局

出 納 局

# 目 次

I	提出案件	
1	その他の議案	 1

(1) 条例案 ------

# 1 その他の議案

# (1) 条例案

① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

令和4年10月12日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について改定を行う必要がある。

# イ 改正の概要

- (ア) 職員の給与に関する条例の一部改正
  - a 給料表の改定 全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとする。
  - b 勤勉手当の改定
    - (a) 12月期の支給割合を100分の105 (特定幹部職員にあっては,100分の125)とすることとし、また、再任用職員について,12月期の支給割合を100分の50 (特定幹部職員にあっては,100分の60)とすることとする。
    - (b) 6月期及び12月期の支給割合を100分の100(特定幹部職員にあっては,100分の120)とすることとし, また,定年前再任用短時間勤務職員について,6月期及び12月期の支給割合を100分の47.5(特定幹部職員 にあっては,100分の57.5)とすることとする。
- (イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
  - a 給料表の改定

第一号任期付研究員に適用する給料表及び第二号任期付研究員に適用する給料表の1号俸の給料月額を引き上げることとする。

# b 期末手当の改定

- (a) 12月期の支給割合を100分の167.5とすることとする。
- (b) 6月期及び12月期の支給割合を100分の165とすることとする。

# ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)及び(イ)のbの(b)については、令和5年4月1日から施行することとする。
- (イ) (1)

# ② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

# ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組むため、令和5年4月から令和6年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

# イ 改正の概要

- (ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5とすることとする。
- (イ) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の165とすることとする。
- (ウ) 給料月額について、令和5年4月から令和6年3月までの間、知事にあっては100分の25を、副知事にあっては100分の10を、常勤の監査委員にあっては100分の5を、企業局長にあっては100分の5を減じた額とすることとする。

# ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(イ)及び(ウ)については、令和5年4月1日から施行する こととする。
- (イ) イの(ア)については、令和4年12月1日から適用することとする。

# ③ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

#### ア 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度 任用職員の期末手当について改定を行う等の必要がある。

# イ 改正の概要

- (ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の130とすることとする。
- (イ) 会計年度任用職員に適用される①の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例による改正後の給料表については、令和4年4月1日から適用することとする。
- (ウ) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の127.5とすることとする。

# ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ウ)については、令和5年4月1日から施行することとする。
- (イ) イの(ア)については、令和4年12月1日から適用することとする。